

海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における在宅障害者福祉対策の充実を図るため、神奈川県が定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）に基づき実施する障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助等対象事業)

第2条 補助等対象事業（以下「補助事業」という。）は、神奈川県が定める市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（令和7年4月1日施行）別表に規定する事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 障害者地域生活サポート事業

- ア グループホーム等地域生活移行推進事業
- イ 地域交流等支援事業
- ウ 地域防災拠点事業
- エ 生活環境改善支援事業
- オ 重度重複障害者個別支援事業
- カ 短期入所利用促進事業

(2) 障害者グループホーム運営事業

- ア 設置費（初度調弁）
- イ 移行者家賃支援費
- ウ 重度重複障害者個別支援費
- エ 体験利用促進費
- オ 常勤支援員配置促進費
- カ 運営費（基本分及び初期受入加算）

(3) 医療的ケア児非常用電源装置等給付事業

(4) 市町村就労相談員配置事業

(5) 地域生活個別支援事業【民間障害福祉施設運営費転換対象施設分】

ア 重度重複障害者個別支援事業

イ 行動障害者支援事業

ウ 医療的ケア支援事業

エ 遷延性意識障害者個別支援事業

(補助等対象者)

第3条 補助金等の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号においては、事業を実施する社会福祉法人等（以下「法人等」という。）とする。ただし、同号才に規定する事業においては、海老名市で事業を実施する法人等を対象とする。

(2) 前条第2号アにおいては、神奈川県が定める市町村障害者福祉事業補助金事業実施要領（以下「県実施要領」という。）（障害者グループホーム運営事業分）第4条（1）1－2に規定するグループホームを開設及び運営する事業者とする。

(3) 前条第2号イ、ウ及びエにおいては、県実施要領（障害者グループホーム運営事業分）第2条第2項に規定するグループホームとする。ただし、ウに規定する事業においては、海老名市で事業を実施するグループホームを対象とする。

(4) 前条第3号においては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」（以下「法」という。）第2条第2項に規定する児童であって、次の要件の全てに該当するものをいう。

ア 海老名市に住所を有する者

イ 生命・身体機能のため、人工呼吸器等を在宅で常時使用する者

2 前項各号に定めるもののほか、前条第1号イ及びウ並びに同条第2号アに規定する事業においては、市税等に滞納がない者及び規則第2条第4項に規定する暴力団

等でない者でなければならない。

(補助等対象経費)

第4条 補助等対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。

(補助金等の額)

第5条 補助金等の額は、別表に定める補助等基準額と補助等対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない額とする。

2 第2条第1号イ及びウ並びに同条第2号アに規定する事業においては、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする法人等（以下「申請者」という。）は、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、第2条第1号エ、オ及びカ、第2号ウ、オ及びカ並びに第5号においては、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付申請書（第1号様式）の提出を省略し、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 第2条第1号に規定する事業においては、県実施要領（障害者地域生活サポート事業分）第5条の事業実施届

(4) 第2条第2号に規定する事業においては、県実施要領（障害者グループホーム運営事業分）第5条の事業実施届

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは申請書に係る書類等を審査し、適當と認めたときは補助金等の交付を決定し、海老名市障害者地域生活支援関連事

業補助金等交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する決定においては、次に掲げる交付条件を付するものとする。

（1） 県実施要領の遵守に関する事項

（2） 市長が必要と認める事項

（変更等の承認）

第8条 補助金等の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、海老名市障害者地域生活支援関連事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

（1） 第2条第1号に規定する事業においては、県実施要領（障害者地域生活サポート事業分）第6条の事業変更（中止・廃止）届

（2） 第2条第2号に規定する事業においては、県実施要領（障害者グループホーム運営事業分）第6条の事業変更（中止・廃止）届

（3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を適當と認めたときは、海老名市障害者地域生活支援関連事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により、補助金等の交付決定を受けたものに承認の通知をするものとする。

（補助金等の支払）

第9条 補助金等の交付決定を受けた者は、第2条第1号ア並びに同条第2号ア、イ及びエの事業については第12条の額の確定後、第2条第1号イ及びウ並びに同条第3号の事業については第7条の交付決定後、第2条第1号エ、オ及びカ並びに同条第2号ウの事業については事業を実施した月の翌月10日までに介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）第2条又は障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第179号）第2条の規定による請求に併せて、市長に補助金等の請求を行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助金等の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、
海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類
を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 収支決算書

（2） 第2条第1項に規定する事業においては、県実施要領（障害者地域生活サポート事業分）第7条の事業実施状況届

（3） 第2条第1項に規定する事業においては、県実施要領（障害者グループホーム運営事業分）第7条の事業実施状況届

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは補助金等の額を確定し、
海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等確定通知書（第6号様式）により、
補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する確定額を超えて補助金が交付されているときは、その超
えた額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金等の交付決定を受けた者が当該補助金等を他の用途に使用
したとき又は補助金等交付条件、法令若しくはこれらに基づく市長の指示若しくは
命令に違反したときは、この補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に
交付した補助金等の返還を命ずることができる。

（関係書類の整備等）

第13条 補助金等の交付決定を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らか
にした帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌
年から10年間保存しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

<平成20年4月1日制定>

<平成21年4月1日一部改正>

<平成26年4月1日一部改正>

<平成28年3月1日一部改正>

<平成31年4月1日一部改正>

<令和2年4月1日一部改正>

<令和3年7月1日一部改正>

<令和4年4月1日一部改正>

<令和5年4月1日一部改正>

別表（第4条、第5条関係）

	事業名	補助対象経費	補助基準額
障害者地域生活サポート事業	グループホーム等地域生活移行推進事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	地域交流等支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	地域防災拠点事業	防災用品、備蓄品等に係る購入費	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	生活環境改善支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	重度重複障害者個別支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	事業名	補助対象経費	補助基準額

	短期入所利用促進事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
障害者グループホーム運営事業	設置費（初度調弁）	新規設置時に必要となる電話敷設費、その他入居者の生活に必要な備品購入費等	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	重度重複障害者個別支援費	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり
	移行者家賃支援費	グループホーム等の家賃（管理費、共益費及び消費税を含む。）のうち入居者が負担すべき費用。	入居者1人当たり月額20,000円（入居者が市町村民税の非課税者は、月額17,500円）を限度とする。ただし、月の中途中に入居し、又は退去した場合にあっては、当該月の対象としない。）

事業名	補助対象経費	補助基準額	
体験利用促進費	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり	
業医療的ケア児非常用電源装置等給付事業	事業の実施に必要な需用費、備品購入費、扶助費、補助金、助成金、その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり	
業市町村就労相談員配置事業	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、委託料、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金、その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり	
福祉域施設活動運営個別費支援換事業象民施設分障害	重度重複障害者個別支援事業 行動障害者支援事業 医療的ケア支援事業 遷延性意識障害者個別支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領別表における基準額のとおり

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付申請書

海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等の交付を受けたいので、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。交付決定にあたり、市税の納付状況を確認すること及び規則第18条の規定により神奈川県警察本部に照会を行うことについて同意します。

1 事業の名称		
2 施行場所		
3 補助金額等	申請金額	
	算出基礎	
4 計画概要及び効果		
5 事業目的及び内容		
6 着手予定年月日	年 月 日	
7 完了予定年月日	年 月 日	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/>	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日	
様	
海老名市長 印	
海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付決定通知書	
年 月 日付けで申請のあった海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等の交付について、次のとおり決定したので、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。	
1 事業の名称	
2 補助金等交付決定金額	
3 補助条件等	<p>(1) この補助金等を目的外に使用してはならない。</p> <p>(2) 補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 補助事業が完了したときは、遅滞なく実績報告書及び収支決算書等必要書類を市長に提出してください。</p> <p>(4) 補助金等を他の用途に使用したとき又は補助金等交付条件、法令若しくはこれらに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、補助金等の交付決定が取り消され、交付された補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがあります。</p>

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

海老名市障害者地域生活支援関連事業計画変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定のあった海老名市障害者地域生活支援関連事業について、変更（中止・廃止）したいので、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の名称			
2 施行場所			
3 変更内容			
4 変更（中止・廃止） の理由			
5 変更（中止・廃止）日	年 月 日		
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更事業計画書 <input type="checkbox"/> 変更収支予算書 <input type="checkbox"/>		

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

様

海老名市長

印

海老名市障害者地域生活支援関連事業計画変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった海老名市障害者地域生活支援関連事業の変更等について、次のとおり承認したので、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 事業の名称	
2 既交付決定額	
3 変更（中止・廃止） 後の交付決定額	
4 変更（中止・廃止） の内容	
5 変更（中止・廃止） の条件	

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等実績報告書

年 月 日付けで交付決定した海老名市障害者地域生活支援関連事業が完了したので、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の名称	
2 施行場所	
3 確定額	
4 精算額	
5 備考	

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

様

海老名市長

印

海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等については、交付すべき額の確定を行ったので、海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金等交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

1 事業の名称	
2 既交付決定額	
3 確定額	
4 精算額	
5 備考	

